

# 予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：土木費 項：住宅費 目：住宅総務費

## 事業名 岐阜県住生活基本計画策定事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

都市建築部住宅課 住宅企画係 電話番号：058-272-1111 (内 3657)

E-mail: [c11659@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11659@pref.gifu.lg.jp)

1 事業費 9,416千円 (前年度予算額：0千円)

### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要求額	9,416	3,992	0	0	0	0	0	0	5,424
決定額									

## 2 要求内容

### (1) 要求の趣旨 (現状と課題)

近年の少子高齢化の急速な進展や人口・世帯が減少する社会が到来する中「住宅の量の確保」から「住環境を含めた住宅の質の向上」への明確な政策転換を図るとともに、「市場重視・ストック重視」の住宅政策を展開する枠組みを確立するため、住生活基本法が平成18年6月に公布・施行された。これを受け、岐阜県住生活基本計画(以下「県計画」という。)を平成19年3月に策定した。

県計画は、平成28年度から平成37年度の10年間を計画期間としているが、概ね5年毎に社会情勢の変化及び施策の効果に対する評価を踏まえて見直し、所要の変更を行うこととしている。現行計画は平成29年3月に改定を行った。

県計画は県の住宅施策の基本方針であり、その根拠となる住宅事情等の基礎資料については、5年に一度実施される住宅・土地統計調査(総務省)及び住生活総合調査(国土交通省)により把握しているが、当該調査は平成30年度に実施され、これを踏まえた県計画の見直しが必要である。

国策定の全国計画は令和3年3月に見直し及び変更が予定されており、県計画についても全国計画に即して見直し及び変更を行う必要がある。

## (2) 事業内容

- 住生活基本計画策定委員会の設置：現行計画策定時と同様に、住宅政策、まちづくり、福祉、住宅生産等の各分野における学識経験者等からなる住生活基本計画策定委員会を設置し、当該委員会による検討を踏まえて、県計画の見直し及び変更を行う。
- 策定業務の委託：県計画の策定業務について、各種統計調査の整理及び分析に精通するとともに、住宅施策、住宅生産、まちづくり、福祉等の住宅に関わる様々な分野において専門の知識と経験を有するコンサルタントに委託を行う。
  - 1) 国及び県の各種統計調査に基づき、本県の住生活事情について分析
  - 2) 本県の住宅市場動向等を把握するため、住宅関連事業者等を対象にアンケート調査を実施
  - 3) 計画の目標となる各種指標の設定・推計(計画期間における将来推計)
  - 4) 上記調査を踏まえ、計画案を策定

## (3) 県負担・補助率の考え方

一般財源：55%、 国庫支出金（社会資本整備総合交付金）：45%

## (4) 類似事業の有無

無

## 3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	336	委員報償費
旅費	105	委員費用弁償
需用費	15	一般事務費
役務費	8	通信運搬費
委託料	8,872	住生活基本計画策定業務委託料
その他	80	会議室借上げ
合計	9,416	

## 決定額の考え方

## 4 参考事項

- (1) 後年度の財政負担：概ね5年周期で実施予定
- (2) 事業主体及びその妥当性：住生活基本法第17条に、都道府県の住生活基本計画の策定を規定

# 事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

### （事業目標）

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか  
令和3年度末までに岐阜県住生活基本計画の見直し変更を行う。

### （目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 <small>（前々年度末時点）</small>	目標	達成率
	(H )	(H )	(H )	(H )	(H )	%
	(H )	(H )	(H )	(H )	(H )	%

### ○指標を設定することができない場合の理由

データの集計・分析に関する事務作業であり、比較する指標が存在しない。

### （前年度の取組）

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）  
令和2年度に国土交通省が実施した住生活総合調査の結果について、専門機関に委託して県データの集計・分析を実施し、県計画見直しの基礎データとする。

### （前年度の成果）

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果  
令和3年度の県計画の見直しに向けて、住生活総合調査の結果の集計・分析による、基礎データが把握できた。

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い</li> </ul>	
(評価)	住生活基本法に、県計画の策定が規定されている。 ○
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない</li> </ul>	
(評価)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある</li> </ul>	
(評価)	

### (今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 市町村、住宅関連事業者、関係団体等による、それぞれの役割を踏まえた、連携した施策の推進。</li> </ul>
---

### (次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 県計画を策定し、今後の施策展開に反映していく。</li> </ul>
---

### (他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	